

幼保連携型認定こども園の認可について

1 概要

幼保連携型認定こども園の設置認可について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 3 項に基づき、子ども・子育て支援会議の意見を伺うものである。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
第 17 条第 3 項 都道府県知事は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。

2 申請施設（各施設の詳細は資料 2）

（1）財光寺保育園（日向市）

（2）綾保育園（綾町）

※別に宮崎市（中核市）認可分は 7 件あり

3 今回の申請に対する県の判断

いずれも認可妥当

[認可にあたっての考え方]

①認可基準を満たすこと

②設置市町村の需給上問題ないこと

※宮崎市（中核市）内に所在する施設の認可は、宮崎市が行う。

4 スケジュール（予定）

令和 7 年 1 月 30 日	子ども・子育て支援会議
2 月中旬	設置認可
4 月 1 日	開園